

各市区町村 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中
（参考：各都道府県 衛生主管部（局）及び情報政策担当部（局） 御中）

デジタル庁デジタル社会共通機能G（マイナンバー担当）
デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）
厚生労働省健康局健康課予防接種室

ワクチン接種記録システムにおける他自治体への接種記録照会の運用変更を踏まえた転入者への接種券の送付について

新型コロナウイルス感染症への対応に日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和3年12月14日付事務連絡「VRSにおける同意機能の実装と転入処理での他自治体への接種記録照会の運用変更について」でお知らせしたとおり、ワクチン接種記録システム（VRS）において、令和3年12月3日付事務連絡「「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について（依頼）」でお知らせした転入処理における他自治体への接種記録照会の運用変更が実装されたところです。

これを踏まえ、転入者に係る接種券の発行・送付について下記の運用が可能となりますので、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）におかれましては、各市町村の実情に応じたご対応をお願い致します。

記

追加接種の接種券の送付のためのVRSによる他自治体への接種記録照会について、特定個人情報（個人番号）の提供における本人の同意がなくとも可能となることに伴い、例えば、住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステム等から抽出した転入者の接種記録をVRSで確認の上、当該者に対して申請を待たずに追加接種の接種券を送付することも可能となります。

また、「ワクチン接種記録システムを活用した転入者への対応について」（令和3年3月22日内閣官房IT総合戦略室、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）に関わらず、1回目・2回目接種の対象者についても同様に、本人同意なしに転入者の接種記録をVRSで確認の上、当該者に対して申請を待たずに接種券を送付することも可能となります。なお、1回目・2回目接種の接種券の発行について、VRSによる接種記録照会にあたり本人同意が不要となることに係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）上の法的整理は、別紙のとおりです。

1回目・2回目接種の接種券発行について VRS による他自治体への接種記録照会にあたって本人同意が不要となることに係る番号法上の法的整理

- 追加接種の開始後、転入者の中には1回目・2回目接種の接種券の発行が必要になる者も含まれると考えられる。
- 感染対策で窓口混雑の抑制・接触制限が求められている中において、追加接種を実施している期間中、多くの転入者が見込まれるところ、転入者について、追加接種の対象者と1回目・2回目接種の対象者を区別して、1回目・2回目接種の対象者についてのみ同意を取得することは、当該事務も時間的制約の中で実施するものであることに鑑み、困難であることが想定される。
- 加えて、追加接種の接種券の発行を想定して接種記録を確認したところ、1回目・2回目の接種券の発行が必要であることが判明する場合も考えられる。
- 上記を踏まえ、追加接種の開始後は、1回目・2回目接種の接種券の発行・送付のため、転出前の市町村の接種記録を照会することについても、番号法第19条第16号の「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」として「本人の同意を得ることが困難なとき」に該当するものと考えられる。

以上